

## 令和5年度 文化芸術活動継続支援補助金について Q&A

Q 補助対象事業における「県内の文化芸術の振興に寄与するもの」はどのようなものですか。

A 奈良県文化振興条例第二条各号に定めるものの振興に寄与すると認められるものとします。

具体的には、奈良県文化振興条例第二条第一号に定める「歴史文化資源」に関しては、県内の歴史文化資源の普及啓発を主たる目的にするものを対象とします。この場合、対象となる事業が県内の歴史文化資源にかかわるものであるか確認するための資料の提出を求める事があります。

次に、奈良県文化振興条例第二条第二号に定める「文化活動」について、県民の参加によりその活動が促進されるものを対象とします。県民が参加する文化活動の練習や発表にかかる施設使用料は対象となりますが、例えば、プロが制作した作品を鑑賞させる事を主たる目的とする取組は本事業の対象としません。この場合、対象となる事業が県民の参加によりその活動が促進されるものであるか確認するための資料の提出を求める事があります。

Q 「歴史文化資源」にはどのようなものが含まれますか。

A 文化財に代表される「現場・現物」で保護する必要があるもの及び、文化財以外では活用することを主とする「現場・現物」も歴史文化資源として含まれます。また、文献に記載された内容や人物情報、伝承等の抽象概念等も歴史文化資源に含まれます。

Q 「文化活動」にはどのようなものが含まれますか。

A 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、等の芸術。映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術。雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、民俗芸能、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの伝統的な芸能。茶道、華道、書道、囲碁、将棋などの国民娯楽、奈良県にまつわる食文化などの生活文化に関する活動です。

上記に分類されないものについては原則補助対象としませんが、内容に疑義がある場合はお問い合わせください。

Q 施設使用の申込者（施設使用申込書に記載された申込者）以外の者が、補助金の申請者となることはできますか。

A できません。今回の補助は、施設使用に対する補助であるため、補助金申請者と施設使用申請者は同一である必要があります。

ただし、団体が行う事業の場合において、施設使用申込を団体の代表者名や事務担当者名で施設使用申し込みを行っている場合に、同団体が補助金の申請を行うことは可能です。

Q 申請が1団体1事業に限られるとありますが、団体の代表者が違えば同じ団体から複数事業の申請は可能ですか。

A できません。次の基準で同一とみなされる団体からは1事業の申請しか受け付けません。

〈文化団体の場合〉

① 「団体名」が同じであれば、同一の団体とみなします。

② 「団体名」が違う場合でも、「団体所在地」または「代表者」が同じであれば、同一の団体とみなします。

〈複数の団体により構成される実行委員会・協議会等（以下「委員会等」といいます）の場合〉

委員会等の構成団体や同団体の構成員等を参考に実質的にも別の委員会等であるかを確認し、当補助金において別委員会等として判断できる場合は、それぞれからの申請として扱うこととします。

例えば、団体Aと団体Bで構成する「甲実行委員会」が実施する事業「音楽祭」と、団体Aと団体Cで構成する「乙実行委員会」が実施する事業「演劇祭」について団体Aから申請があった場合、団体Aは2事業を申請していることとなります。そのため、この例示においては「音楽祭」又は「演劇祭」どちらかの事業しか申請できません。

ただし、「甲実行委員会」及び「乙実行委員会」からそれぞれ別に申請する事は可能です。この場合において、施設使用申請の提出者、実行委員会の構成団体や事業の実施日程、補助金の入金先が別であることなどにより、事業そのものが可分であると客観的に判断できることが必要です。

Q ある団体と共催で事業を実施しようとしています。補助金の申請は連名で行わないといけませんか。

A 連名での申請は行わず、いずれかの団体が申請してください。また、県からの問い合わせ窓口についても1つとしてください。

ただし、実行委員会形式で事業を実施する場合は、当該実行委員会名で申請することができます。この場合においても県からの問い合わせ窓口は1つとしてください。

Q 「算出された補助金の額が5万円未満の場合は、補助金は交付しない」とはどういうことですか。

A 補助金の額は、県有施設の場合は施設使用料に2分の1を乗じた額、その他公立施設の場合は施設使用料の3分の1を乗じた額です。（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨て。）上記により算出された額が5万円未満の場合は補助金は交付いたしません。

※別途設備使用料（マイク代、電気使用料等）がかかる場合、当該費用は施設使用料に含まれませんのでご注意ください。

(例)

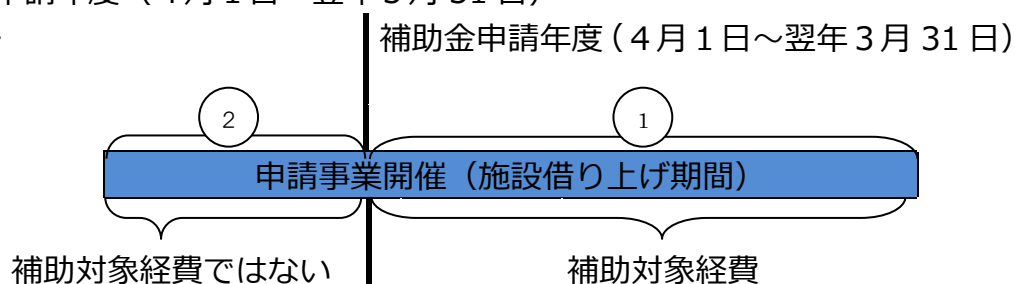
- ・本番で県有施設を使用：50,000 円、練習、リハーサルでその他公立施設を使用：50,000 円 の場合  
 $50,000 \text{ 円} \times 1/2 + 50,000 \text{ 円} \times 1/3 = 41,000 \text{ 円} \rightarrow$  補助対象外
- ・練習、リハーサルで県有施設を使用：70,000 円、本番でその他公立施設を使用：50,000 円 の場合  
 $70,000 \text{ 円} \times 1/2 + 50,000 \text{ 円} \times 1/3 = 51,000 \text{ 円} \rightarrow$  補助対象

算出された補助金の額が補助対象となるかについては、別添の試算表をご利用の上お確かめください。

- Q 申請事業の一部が申請年度の期間外に行われる場合は補助対象事業となりますか。  
A 補助対象事業にはなりません。ただし、補助対象となる施設使用料は申請年度内に使用した施設のみ（下図①）のみとなります。

補助金申請年度（4月1日～翌年3月31日）

〈図〉



- Q 連続講座の実施や、発表のためのリハーサル、練習の実施など、1事業で期間を空けて複数日または複数の施設を使用する予定の場合、すべての施設使用料が補助対象となりますか。  
A 補助金申請年度内における公立施設の施設使用料はすべて補助対象となります。この場合、すべてが同一事業として実施されることが確認できる書類の提出が必要です。

- Q 申請書を提出すれば補助金は必ず交付されますか。  
A 申請した全ての団体に補助金が交付される訳ではありません。審査の結果、補助対象となる事業の申請額合計が予算額を上回る場合は、次の者を優先して採択することとします。
1. 平成30年度から令和4年度の間、奈良県文化会館の利用実績がある者
  2. 募集期間内において、早期に申請書を提出した者（先着順）
- ※優先順位は、1、2の順とします。

Q 実行委員会の構成団体の1つは、平成30年度から令和4年度の間奈良県文化会館の利用実績があります。この場合、実行委員会として補助金申請をしたときに優先して採択を受けることができるといえますか。

A 優先採択を受けるとはいえません。平成30年度から令和4年度の間奈良県文化会館の利用実績がある者（Qの場合は、実行委員会としての利用実績があること）が本補助金の申請者である必要があります。

Q 補助金の額はどのように決まりますか。

A 申請額を基に、対象経費として認められるか否か等を審査し、交付決定額を算出します。申請額どおり認められるとは限りません。

Q 採択された場合、補助金はいつ交付されるのですか。概算払いは可能ですか。

A 補助金は全ての事業を終了した後の精算払いとします。概算払いは認められません。事業終了後、実施報告書の提出等、必要な手続きを終えた後に、指定された口座へ入金します。

Q 他の補助金や助成金の交付を受けていますが、補助対象になりますか。

A 他の補助金や助成金が施設使用料に使われている場合は、本補助金の対象になりません。他の補助金や助成金を受けている場合でも、それらが施設使用料に充当されていないことが書類等で明確に証明できる場合は、本補助金の対象となります。

Q 「県内の公立施設」とはどのようなものですか。公民館や学校の体育館は補助対象ですか。

A 奈良県内に存在する、国、地方公共団体及び独立行政法人設置する施設であり、その種別は問いません。奈良県コンベンションセンターや、橿原文化会館のような県立施設の他、市町村の図書館や公民館、体育館も含まれます。

Q 計画時点で使用する施設と異なる施設を使用することとなった場合、補助対象となりますか。

A 実際に使用することとなる施設が奈良県内の公立施設である場合は、補助対象となります。変更手続きが必要であるため、施設変更することを決定した時点でご連絡ください。ただし、事業実施中に経費が増加した場合であっても、補助金の額は交付決定額が上限となります。

Q 平成30年度から令和4年度の間奈良県文化会館を利用したことがありますが、

使用許可書を紛失してしまいました。

- A 申請時には、奈良県文化会館利用実績自己申告書（様式例は文化振興課のホームページ<<https://www.pref.nara.jp/item/293447.htm#itemid293447>>をご確認ください。）を提出してください。